

改修の充実事業に関するQ & A 第1版（平成30年1月24日時点）

（1）2階から1階への移設

区分	質問	区の見解
1階の条件	1階の「作業所や店舗等」の「等」の範囲は。	診療所、事務所、工場、テナント等、住居でない建物空間がある場所。駐車場は建物空間が無いため除外。
	建物内にエレベーターがある場合は。	人の乗れるエレベーターがあり、1階から生活の場まで段差なく移動できる場合は対象外。
	「1階に居住空間が無い」の定義。3畳くらいの小上がりがある程度、の場合は。	ケースバイケースで対応。原則、1階が居住できる環境でない場合は対象。
	新設する床面の面積は、制限があるか。	特に面積の制限は設けない。
	新設する床面の素材は、制限があるか。	極端に滑りやすい素材にするなど、日常生活に支障があるものについては対象外となるが、日常生活を送るにあたって支障がなければ、特に制限はない。
改修場所	改修箇所は全てではなく個別（流しだけ）も可能か。	新設可能。但し、本人の利用が前提であり、介助者や家族のための流しや浴槽の設置は不可。
	1階に和式トイレがあって改修する場合は。	新設ではないので、既存の高齢住改や介護保険を利用。介護保険分の申請書は別。
	1階に和式トイレがあるが、そのトイレを別の場所に移設し、洋式トイレにする場合は対象となるか。	トイレの移設については、対象とはならない。
	各改修箇所について、最低限の要件はあるか。	現時点では想定していない。運用状況を踏まえて、新たに設定することは考えられる。
	床の付帯工事として、壁の補修や玄関の改修を含めてよいか。	床の部分以外は不可である。
	床の部分は廊下も含めてよいか。	居室や便所等への動線で、利用者が日常的に通る場所であれば構わない。
	1階に洗面所はあるが、台所が無く、台所を新設する場合は対象となるか。	本人利用（申請時に利用できる身体状況の）が前提であれば可能。介助者や家族の利用目的の工事は不可。
	居室を作るにあたって、保温のため、出入口部に扉を作る工事は対象となるか。	扉の新設工事は、今回の対象とはならない。
	その他	区は事前訪問を行うか。
	過去に区の高齢者住宅改修事業を使って2階以上のトイレや浴槽の改修をした後に、本事業を利用することは可能か。	補助の目的が異なるため、可能である。
	改修工事をしている最中に利用者が亡くなったり入院した場合はどうなるか。	工事後に利用者が活用することが前提である。そのため、工事完了前に入院・入所・死亡等により、居宅に戻らない状況となった場合には補助金は交付できない。契約の際は予め十分な説明が必要である。
	床の新設は利用せず、トイレ・浴槽の新設のみを利用することはできるか。	生活の場の移設は、床の新設がベースとなり、その上で、トイレ等の新設を付加的に補助するものなので、床の新設がなければ、利用できない。

区分	質問	区の見解
その他	現在、入院中だが、自宅に戻るための準備として、生活スペースの移設を行いたい。	急性期を過ぎ、退院の目途が立ったら区へご相談いただきたい。
	付帯して必要となる工事とは具体的にどのようなものか。	生活スペース移設：電源の敷設 浴槽新設等：給湯器の設置やそれに伴うガス管回りの工事、水道や排水管などの配管工事 流し等新設等：給湯器の設置やそれに伴うガス管回りの工事、水道や排水管などの配管工事 便器新設等：水回りの配管工事など
	以前この制度を利用していた場合、区内転居により再度利用することはできるか。	本事業については、1人1回限りとしているため、区内転居で再度ご利用いただくことはできない。
	以前この制度を利用して浴槽や洗面台を新設したが、その後、お体の状態が変わった場合、住宅改修設備給付を利用して、浴槽や洗面台を取り換えられるか。	本事業の利用については、介護予防の観点から、今後のお体の変化も見越して改修していただくことを前提としている。そのため、本事業を利用して新設したものについて、後日、住宅設備改修給付で取り換えることはできない。
	要介護認定を受けた高齢者が複数名いるが、合算して使えるか。	住宅単位での限度額管理をするので、合算しての使用はできない。1住宅あたり1回の利用。
	賃貸住宅は対象となるか。	集合住宅の場合は、対象外だが、借家の場合でその建物の所有者の同意がある場合は、対象となる。
	現在の住宅（1階店舗・2階以上に居住）から、違う建物へ移転（1階等）する場合、当該事業の対象になるか。	同じ家屋の中での移設が対象となるので、別の家屋への移転は対象外となる。
	現在の2階以上の居住スペースにトイレなどの水回りが完備されているが、1階に移設する場合、それらの水回りは取り壊さなければならないか。	取り壊さなくても、1階に新設できる。
	生活の場の移設の助成を受けた後、2階にある便器の取替えについて、既存の高齢者住宅改修給付事業の対象になるか。	「生活スペース移設及び付帯して必要な工事」を行った住宅については、1階で暮らしていただくことを前提として給付しているため、同一住宅の上の階にある「浴槽の取替え」、「流し・洗面台の取替え」、「便器の洋式化」の給付は行えない。
	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復の費用は区で出してもらえるか。	原状回復の費用の補助はない。
	浴槽379,000円の補助金内容と計算方法は。	浴槽自体の新設に関する補助金となる。これまで入浴の施設等なかった場所につける当該機能に関する内容が補助の対象となる。ただし、現地の状況や工事の内容をもって個別に判断し、補助範囲を最終的に決めるため、計算方法を一律の基準で示すことは控えたい。

## (2) 転倒防止用の手すり

区分	質問	区の見解
対象者	70歳以上、とあるが70歳の誕生日を迎えた日から良いのか。	そのとおり。申請日ベースで70歳となっていれば良い。
	夫婦で同時に利用することは可能か。	可能。
	要介護・要支援の状態から改善して自立となった場合、対象者となるか。	過去に本事業(手すり設置)の利用がなければ、対象者となる。
	以前、要介護認定を受ける前に日常生活を自立して行っていた際に、転倒防止用手すりの補助を受けていた方が、その後、要介護等認定を受け、更に有効期限が切れ、現在は要介護等認定を持っていない方については、対象となるか。	本補助事業は1人につき1回のみ補助となるため、対象にはならない。
	申請を行えば要介護・要支援認定を受けられそうな方も給付の対象となるか。	認定の受けられそうな方は認定を申請し、介護保険や従来の区補助を利用していただきたい。
	本人の為ではなく、その家族の為とみられる場合でも給付の対象となるか。	本人の転倒防止用の手すりのみ給付対象となる。
	他に条件はあるか。	介護保険料の滞納が無いこと。
	現在、入院(入所)中だが、申請はできるか。	介護認定が見込まれる場合は、介護保険を優先していただきたい。
	今は健康でも給付の対象になるか。	対象になる。
補助内容	手すり以外の段差解消やドアノブ交換は対象となるか。	対象とならない。手すりのみ。
	玄関外の手すりも対象となるか。	転倒の可能性のある個所であれば対象。
	設置場所は、玄関、トイレ、浴室等とあるが「等」の範囲は。	玄関外の道路までの場所のほか、階段・廊下・居室等の居室内を想定している。
	3万円の工事をして、1年後に2万円分の手すりを付けることはできるか。	不可。1人1回限りとする。
	手すり取付に付帯して必要となる工事は対象となるか。	手すり取付位置の下地の補強や、既存の設置物(トイレトペーパー台など)の取り外しなど、手すりを取り付けるために必要となる作業は、対象となる。
	手すりの材質・形状等で対象とならないものはあるか。	趣味嗜好による必要以上に高価な材料や施工方法の場合は、対象とならない。
	賃貸アパートなどの共用部分は、手すり取付の対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同になっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により、共有部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能。

区分	質問	区の見解
補助内容	分譲マンションの廊下などの共有部分は、手すり取付の対象となるか。	賃貸アパートと同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意(区分所有法による既定も可)があれば、共有部分の手すり取付も対象となる。
	くつ箱やたんすなどへの手すりの取付けは、支給対象となるか。	作り付けの家具への手すりの取付けは支給対象となるが、固定されていないものへの取付けは、安全上の観点から支給対象とならない。
事業者の条件	なぜ区内事業者だけなのか？区民は区外事業者も利用しており、含めてほしい。	利用者が要介護等状態となった時、住宅改修事業者には、適宜、地域ケア会議やケースカンファレンス等へ参加し専門的な意見を提示してほしいと考えている。この点からみても地域の事業者の実施が望ましい。
	事業者の職員に求める資格要件は。	次のうちのいずれか。 1級または2級建築士 1級または2級建築施工管理技士 介護福祉士 福祉住環境コーディネーター2級以上
	利用者から希望を受けたが、多忙等の事情や会社の経営判断等により受けられない場合はどうすれば良いか。	区内給付券取扱事業者のうち、本事業を実施いただける事業者に確約書をいただくので、確約書提出前に、会社内でよくご相談いただきたい。
	区民が事業者を選ぶ時、偏るのではないか？区は公平に紹介できるのか。	登録希望書を提出していただき、その内容を取りまとめた一覧表を区民に配布する。
	チラシを配ったり、広告を出して良いか。	区民へ広報活動を行う場合は、区の事業であるため、事前に必ず区へ許可を得てほしい。
	区内登録の要件は。	支店であっても構わないが、事務所として職員が常駐していることが必須である。
その他	区は事前・事後の訪問を行うか。	原則として行わないが、不定期に確認する場合がある
	1本あたりの目安等を提示する予定か。	今後、30年4月の介護保険法改正のなかで、国が指針を提示した場合は、合わせる方針である。
	相見積りは必要か。	不要
	生活保護受給者も利用可能か。	可能。その場合、本人負担は無しとなる。
	前の住居で補助を受けたが、区内転居をして家が変わった。新しい家では補助を受けられるか。	本事業は1人につき1回のみ補助となるため、補助対象とはならない。
	家族が手すりを取り付けた場合、材料費等を支給対象とすることができるか。	区独自の住宅改修補助については、家族による住宅改修を対象としていない。
	既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、既存の手すりの撤去にかかる費用についても支給対象となるか。	本人の現在の身体状況に合わせた手すりの位置の変更であれば、既存の手すりの撤去にかかる費用も付帯工事として支給対象となる。
	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復の費用は区で出してもらえるか。	原状回復の費用は、区として出さない。

(3) その他

	質問	区の見解
負担割合の見直し	具体的な条件は。	介護保険法と一緒に。合計所得が 160 万円以上かつ、1 人暮らしは年金合算で 280 万円以上、2 人暮らしは 346 万円以上だと 2 割。3 割負担は、合計所得 220 万円以上かつ 1 人暮らしは年金合算で 340 万円以上、2 人暮らしは 463 万円以上。法改正に合わせて変動するため、30 年 8 月からは 3 割負担者となる方も発生する。
	所得の確認はどのように行うのか。	「生活の場の移設」等の既存の高齢者住宅改修 要介護・要支援認定を受けている場合は、全員に区から「負担割合証」を送付しており、それに記載。 手すりの設置 申請時に個別に区が確認し、決定通知・給付券発行の際に伝える。夫婦で申請する場合は、負担割合が 2 人で異なる場合も想定される。
	どうしても負担割合をしりたいのだが。	負担割合も個人情報になるので、本人からの問い合わせに対してのみお答えすることになる。
	申請時は 1 割負担者だったが、工事後には 2 割負担者になった場合の扱いは。	介護保険住宅改修と同様の考え方となり、負担割合の適用基準日は領収書の日付となる。
	国が 3 割負担を開始する際に、区では通知するか。	特段、通知することは予定していないが、区民用の周知のチラシについては更新する予定である。
その他	所得要件撤廃について詳細を教えてほしい。	これまで区の高齢者住宅改修給付事業の対象者は、生計中心者の前年度の所得が 585 万 2 千円以下であることを要件としていた（扶養家族がある場合は 1 人につき 38 万円を加算）。今回、その所得要件を撤廃し、所得に関係なく全ての区民を対象とすることとした。
	区の予算が無くなったから終了か。	そのようなことは考えていない。